

公 示 送 達 書

公告第 / 2 号

公 告

下記の者に係る令和4年度固定資産税第3期分督促状の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため地方税法第20条の2の規定により公示送達します。なお、この書類は町長が保管しておりますから、該当者は交付の請求をしてください。

令和5年3月 23 日



一宮町長 馬淵 昌也

記

住 所	氏 名	備 考
東京都豊島区西池袋1-25-1-1F 恩田ビル	D&B合同会社	
茂原市高師407-14	有限会社アーバンデベロップメントコーポレーション	
この掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、上記の書類の送達があったものとみなされます。		